

規制シート(様式)

080194801030001

2019/2/13

| | | | |
|--------------------|---|--------------------|--------------------------|
| 規制の名称 | 公認会計士が「公認会計士」の名称を使用し、監査証明業務を行うための登録の義務 | 所管府省 | 金融庁 |
| 根拠法令等 | 公認会計士法(昭和23年法律第103号) | 担当局課等及び作成責任者の役職・氏名 | 企画市場局企業開示課開示業務室長 野崎 彰 |
| 規制目的 | 公認会計士が公正かつ誠実に業務を行うために、必要な事項を定め、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与するため。 | | |
| 規制内容の概要 | <p>・公認会計士資格を有する者は、公認会計士試験に合格した者であり、業務補助等の期間が2年以上であり、かつ、実務補習を修了し、内閣総理大臣の確認を受けた者でなければならない(同法第3条)。</p> <p>・公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となるには、日本公認会計士協会が備える公認会計士名簿に氏名、生年月日等の事項の登録を受けなければならない(同法第17条、第18条)。</p> | 関連する予算 | - |
| 規制の最近の改廃経緯 | <p>公認会計士及び特定社員の登録手続きについて、以下の見直しを行った(公認会計士等登録規則等の一部を改正する内閣府令(平成30年6月22日公布、施行))</p> <p>公認会計士等の登録手続きについて、本人確認のため、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下、戸籍謄本等)の提出を一律に求めていたところ、本籍の記載のある住民票等により本人確認が可能であることから、申請者負担軽減のため、公認会計士等登録規則については、戸籍謄本等を公認会計士試験の受験の申込み時から氏名の変更があった者に限り求めることとし、特定社員登録規則については、戸籍謄本等を求めないこととするように改正を行った。</p> | 関連する政策評価結果 | - |
| 規制を維持、改革又は新設する理由 | <p>公認会計士が独立した第三者として行う監査証明業務には、高度な専門性が要求されている。法律では、その高度な専門性を担保することを目的として、資格を得るためには、試験の合格に加えて、実務的な専門能力の向上、公認会計士の質の維持の観点から実務経験や実務補習を制度として設けている。</p> <p>さらに、業務を行うために公認会計士協会の名簿への登録制度を採用するとともに、無資格者による監査証明業務や公認会計士の名称使用を禁止している理由は、業務を営む者の氏名、事務所等の必要な事項が登録され、常時これらの者の実態が明らかにされることにより、公認会計士の品位と公正な業務の執行を確保し、社会的信用を高めるためである。</p> <p>以上のことから、公認会計士が公認会計士の名称を使用し、監査証明業務を行うために、公認会計士名簿へ登録を要することは引き続き必要である。</p> | 規制の維持、改革又は新設の別 | 維持 |
| (規制を改革する場合の改革の方向性) | | | |
| 見直し条項 | | | |
| 次の見直し時期 | 2023年度 | | |